

デジタル変革時代の電波政策懇談会(令和4年度フォローアップ 第1回)

議事要旨

1. 日時

令和4年4月22日(金) 10:00～12:00

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者(敬称略)

構成員:

飯塚留美(一般財団法人マルチメディア振興センターICTリサーチ&コンサルティング部シニア・リサーチディレクター)、大谷和子(株式会社日本総合研究所執行役員法務部長)、北俊一(株式会社野村総合研究所パートナー)、宍戸常寿(東京大学大学院法学政治学研究科教授)、篠崎彰彦(九州大学大学院経済学研究院教授)、寺田麻佑(国際基督教大学教養学部上級准教授)、藤井威生(電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授)、藤原洋(株式会社ブロードバンドタワー代表取締役会長兼社長CEO)、三友仁志(早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)、森川博之(東京大学大学院工学系研究科教授)

総務省:

竹内総務審議官、二宮総合通信基盤局長、吉田情報流通行政局長、田原国際戦略局長、藤野大臣官房審議官(情報流通行政担当)、野崎電波部長、林総合通信基盤局総務課長、新田技術政策課長、木村事業政策課長、荻原電波政策課長、小津基幹・衛星移動通信課長、翁長移動通信課長、中里電波環境課長、三木監視管理室長、木村重要無線室長、寺岡電波利用料企画室長、石田認証推進室長、井出新世代移動通信システム推進室長、杵浦電波政策課企画官、柳迫電波政策課企画官 併任 携帯周波数割当改革推進室長、田畑電波政策課調査室長

4. 配付資料

資料1-1 電波法の一部改正案について(電波法及び放送法の一部を改正する法律案)

資料1-2 デジタル変革時代の電波政策懇談会の主な提言に対する予算措置及び施策の実施状況について

資料1-3 デジタル変革時代の電波政策懇談会の主な提言に対する対応・検討状況について(一覧表)

資料1-4 公共用周波数等ワーキンググループにおけるフォローアップの実施について

資料1-5 携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォースの開催について

資料1-6 新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会1次取りまとめについて

参考資料1-1 デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書

参考資料1-2 デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書 概要

5. 議事要旨

(1)開会

(2)竹内総務審議官挨拶

(3)議事

I. デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書を踏まえたフォローアップについて

①電波法の一部改正案について(電波法及び放送法の一部を改正する法律案)

電波法の一部改正案について、資料1-1に基づいて事務局から説明が行われた。

(藤原構成員)

資料1-1の電波法の一部改正案については、デジタル変革時代に対応した、非常に大きな変革がなされたと感じた。特に、電波監理審議会の機能強化は、有効利用評価を行うということで大きく動いたと思う。また、公平性と能率性という、非常に両立の難しいテーマをよく法案に入れていただいている。また、排他的に免許申請できる期間を5年から10年に延長することを踏まえて、免許人に対する責務を設けるなど、非常にきめ細かく、法案の準備をされたと感じている。

資料1-2については、この後、御説明があると思うが、例えばローカル5Gの柔軟な対応策に

関してはケーブルテレビ連盟さんからの御提言だったと思うが、これは対応されたほうが良いだろう。

また、資料1-4、5、6については、ワーキンググループ、タスクフォース、そして新たな割当方式の検討会において、入念に、諸外国の状況等の動向調査がなされて、次への議論のステップになったのではないかと思う。

②予算措置及び施策の実施状況について

予算措置及び施策の実施状況について、資料1-2及び資料1-3に基づいて事務局から説明が行われた。

(北構成員)

Beyond 5G推進コンソーシアムについては、NRIが一昨年及び昨年、事務局運営で支援してきた。

14ページにあるように、総会の下に企画・戦略委員会と国際委員会を設置し、それぞれ東大の森川先生と中尾先生のリーダーシップの下、進めている。企画・戦略委員会は、ホワイトペーパーを作成し、その成果をグローバルに発信している。

Beyond 5Gの推進戦略では、2025年の大阪・関西万博をマイルストーンとしており、Beyond 5Gの一層の理解促進を目指した活動として、「WAKU WAKU 2030」活動を発足させた。コンソーシアムのウェブページに、有識者の方々がBeyond 5Gを語る対談動画を公表しているので、ぜひ御覧いただきたい。

また、国際委員会では、先ほど御紹介のあったように、フィンランドの6G FlagshipとMOUを締結し、現在アメリカのNext G Allianceをはじめとする他の機関とも、MOU締結に向けて交渉しているところである。

本年度はまだ、誰が事務局を務めるか分からないが、Beyond 5Gコンソーシアムとしては、引き続き、我が国のBeyond 5Gに関連する取組の国際的な情報発信等、国際連携についてギアを上げて進めてまいりたい。

(藤井構成員)

まず、インフラシェアリングの推進について、非常に良い取組である。インフラシェアリングは、事業者にとって効率が上がるという面だけでなく、電波の有効利用という面でも、相互干渉が減る

と思うので、この辺りの取組はしっかり進めていただければと思う。

また、ローカル5Gの普及に関しては、資料1-2の6ページに様々な検討を進めていることが挙げられているが、技術的に解決しなければいけないことも多くあると思う。この辺りの検討はどのくらい今の段階で進んでいるのか、もし現状報告できる内容があれば、簡単に教えていただきたい。

最後に、技適の表示について、インターネットショッピングモール運営者に対しても規約の整備などを進めているというお話があったが、私が最近見ているところではまだ十分に表示がされてない。先日も、私が購入した商品の技適が取れておらず返品したこともあるので、まだかなり出回っているのではないかと思う。せめて表示の義務付けなどを進めていただけると良いと思うので、この辺りは引き続き検討をお願いしたい。

(大谷構成員)

インフラシェアリングの手法については、本懇談会での議論の中でも、目玉の一つではないかと思う。今回は条件不利地域での基地局整備の推進のための補助金を拡充していただいているということであるが、少し課題が残るかと思う。

1点目として、エリア整備の段階だけではなくて、離島などの条件不利地域では、より長期的に基地局が運営できるような財源の手当てがいずれ必要になるだろう。共用という状態では、共用する事業者が、さらなる過疎化の進展などで撤退するといった事情があり得る。地域の実情によっても異なってくると思うが、今後は、共同設備や設備共用が軌道に乗った後、中長期的に維持するための施策を併せて考えておくことが必要ではないかと思う。

2点目として、今回、補助金を整備していただいたのが条件不利地域ということだが、都市部あるいは都市部というほどではないが一定の人口がある地域でも、このインフラシェアリングの手法が技術的に安定的な手法として採用されるのは望ましいことではないかと思う。補助金に頼らず、事業者の自己資金、自己資本で対応していただくことが望まれるところではあるが、更なる推進策が必要になるかどうかについて、よく情報を収集し、その場所ごとの状況を確認していくことが必要なのではないかと思う。

(柳迫電波政策課企画官)

藤井構成員から、ローカル5Gについて、技術的な課題があるということをお指摘いただいた。これについては、現在、新世代モバイル通信システム委員会において検討を実施しており、そうい

った課題も踏まえながら今後さらに検討していくものと考えている。

また、インターネットショッピングモール運営事業者などの自主的な取組については、報告書においても、しっかり注視し、その状況次第では、既存の制度を抜本的に見直すことも視野に入れて、電波法の努力義務の対象範囲や規制の在り方についても検討することが求められている。まだ不十分な点はあるかもしれないが、まずはこういった自主的な取組などをしっかりフォローしていきたい。

さらに、大谷構成員から、インフラシェアリングの推進について問題提起いただいた。離島などの条件不利地域について、より中長期的な観点から今後どのように維持していくかという問題意識を御提言いただいているので、そのような問題意識をしっかりと認識して、検討してまいりたい。

最後に、都市部についてもこのインフラシェアリングを進めていくことについては、都市部では民間での戦略もあると思うが、こういったインフラシェアリングの活用に向けて、総務省としても今後ガイドラインの見直しなどを検討してまいりたい。

(翁長移動通信課長)

まず、藤井構成員から御指摘いただいたローカル5Gの見直しについて、資料1-2の6ページに現在検討している3点を書いている。その中で、①と②については主に手続面であるが、③については自己土地の中でアンテナ等を動かしたときに、自己土地外に漏れる電波の質が変わらないのかといった、技術的な面の検討も現在作業班のほうで進めているところである。

また、大谷先生から御指摘いただいた都市部でのインフラシェアリングに関して、現状を申し上げますと、インフラシェアリングについて日本の場合は、まず都市部の方から始まっており、例えば大規模なビルが建ったとき、または大きなショッピングモールが建ったときなどに、その施設の中でインフラシェアリングを実施しており、既に都市部でも運用されているという実態がある。

(森川構成員)

Beyond 5Gと5Gに関して、何が違うのか、これは何なのかという意見が結構存在しているが、どう位置づけていくのか。5GからBeyond 5Gへは、連続的な進化であるので、Beyond 5Gは5Gを包含するという意識が重要かと思う。

5Gで一番重要なのは産業への展開であり、5Gと産業をつなぐレイヤーがとても大切である。そのためにはやはりユーザー企業の方々に非常に関心をお持ちいただかなければいけない。せっかく総務省でBeyond5Gということを大々的に打ち上げられているので、Beyond 5Gと5Gが異な

るということになってしまうと、Beyond 5Gは関係ないということになってしまうので、Beyond 5Gが5Gも包含するという意識で位置づけていくのがとても重要かと思う。

(飯塚構成員)

資料1-1の7ページについて、認定計画に記載されている設置場所以外での特定基地局の開設に努めることは、電波の効率的な利用を進める上でとても重要であると思う。電波の効率的な利用に係る手法の一つとして、仮にニーズが確認されるのであれば、携帯電話会社が第三者、例えば通信機器ベンダーや地元のローカル通信事業者に電波発射のサービスを提供する方法も考えられ得るかと思うので、そういった手法も活用しながら、電波の効率的な利用が進むことに期待したいと思う。

(柳迫電波政策課企画官)

ベンダーやメーカー等に電波発射のサービスを提供することについては、サービスを卸す場合であれば、基本的に電波法上の制約はないのではないかと思う。

(篠崎構成員)

資料1-1の7ページの、認定計画に記載した場所以外についても責務を負うことに関して、一つ注意が必要である。法案では、認定期間が原則10年間に長期化するので、その間の様々な技術変化の状況に応じて対応するためということだが、事業を行う側としては、当初の事業計画で想定していない責務を負う形になるので、曖昧な規定で運用すると、予見可能性という意味で事業リスクが高まる。突然、予見していなかった責務を負うことになるのは投資の躊躇につながるので、実際の運用への落とし込みの際には、その不確実性、予見可能性の問題と、イノベーションの激しい分野で状況が変わる中で認定期間を10年に長期化することのバランスが重要だろうと思う。

③ ワーキンググループ・タスクフォース・検討会における検討状況等について

ア) 公共用周波数等ワーキンググループにおけるフォローアップ調査の実施について

公共用周波数等ワーキンググループにおけるフォローアップ調査の実施について、資料1-4に基づいて事務局から説明が行われた。

イ) 携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォースの開催について

携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォースの開催について、資料1-5に基づいて事務局から説明が行われた。

ウ) 新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会1次取りまとめについて

新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会1次取りまとめについて、資料1-6に基づいて事務局から説明が行われた。

(藤井構成員)

日本は構造的に、携帯電話の技術開発や標準化について電気通信事業者が牽引している状況ではないかと思う。諸外国はどちらかというとな電気機器、通信機器メーカーが主導しているかと思うが、こういった状況でオークションを導入すると、電気通信事業者の体力が落ちるという観点から、中長期的に見ると、Beyond 5Gの標準化などへの影響も少し考えなければいけないかと思う。この辺りについて検討がされているのか。

(田畑電波政策課調査室長)

1次取りまとめは諸外国の携帯電話用周波数の割当方式についての調査・分析を行ったものであり、諸外国の電気通信事業者の企業体力については調査を行っていない。

(藤井構成員)

日本特有の状況として、やはり携帯電話の事業者が技術を引っ張っているという点があるかと思うので、海外の事例で、短期的な面では投資が抑制されるか、中長期的な面ではどのような影響があるかといった点についても検討された方が良いのではないかと。

(野崎電波部長)

落札額の過度な高騰、インフラ投資の遅れ、利用者料金への転嫁などが起こらないような工夫が各国で行われているので、研究開発や標準化への取組に対する影響等についても総合的に検討して、新しい割当方式を議論していきたい。

(大谷構成員)

今回海外事例のファクトを丁寧に調査していただいた。オークションは透明性の高い制度であり、

制度設計の効果も実感できる仕組みだとは思いますが、常々そのメリットとして言われている、高額な投資を回収するために電波の有効利用やイノベーションが促進されるという点については、今回海外事例をつづさに御覧いただいて、ファクトとして、有効利用の促進につながったという事例はあったのか。

(田畑電波政策課調査室長)

各国とも、電波の有効利用を促進することができること等をメリットとしてオークション方式を採用しているところである。各国ではオークション方式が電波の有効利用に貢献していると評価をしている。個別のオークションの評価については情報を持ち合わせていないが、総論として、諸外国ではオークション方式での割当てを進めており、それにより有効利用が図られているとされているところ。

(大谷構成員)

もう少し訴求するような情報があると、今後の検討を進める上でも推進力になるかと思うので、難しいかもしれないが、引き続きよろしくお願ひしたい。

(野崎電波部長)

今後、ミリ波など高い周波数では、各国ともいかにうまく割り当てて有効利用するかということで様々な工夫をしている。そういった点を、各国は条件付きオークションの中で工夫したりしているが、我々にとって新しい割当方式として、今後の周波数の特性を考えながら、どういう方式が良いか、そういう各国の例も参考にしながら、日本に合った良いものを検討していきたいと思う。

(三友座長)

オークションの基本的な考え方は、最も有効にその周波数を活用できるという事業者が最も高い値をつけるということが前提なので、その事業者が実際に周波数を利用している限りにおいては有効な活用ができているということに、理論上はなると思う。ただ、現実にはどうかというのはまた別の話である。ただ、それを確認することは、それ自体ではなかなか難しいかと思うが、先ほど野崎部長がおっしゃったように、今後活用する周波数帯の特性等を踏まえながら、適用する場合には最もそれに適したものを選んでいくことになるのではないかと思う。

(篠崎構成員)

短期間で、これだけの様々な諸外国の事例をうまく整理していただいた。オークションに関する議論が国際的な視点でできていることは、今後にとって大変良いと思う。

資料1-6の2ページ目に分かりやすいグラデーションの三分類の表があるが、この分類において、現状の日本はどこに位置づけられるのか。

(野崎電波部長)

この図はこの検討会において、現在の各国のオークションについて概念的に整理したものである。一番上に、経済的価値に係る項目を含まない比較審査方式があり、中央に条件付きオークションがある。我々の開設料制度は、経済的価値に係る項目を含まない比較審査方式と条件付きオークションの間に入ってくるのではないかと考えている。

II. 意見交換

(飯塚構成員)

現行制度の見直しを行うフォローアップ作業は、技術革新や市場変化によってもたらされる新しい電波利用ニーズに対して迅速に、かつ柔軟に対応するためにはとても重要な作業である。

例えば今回、ローカル5Gの現行制度を見直すことが示されているが、ローカル5G制度の先行国であるドイツでは、現在ローカル5Gに割り当てられているバンドを携帯キャリアでも使えるように制度改正が行われたところである。

こうした既存の制度の見直しの中で、電波の効率的な利用の観点から、今後ますます大きなテーマの一つになってくると考えられるのが周波数共用であると思う。欧米では、周波数へのアクセス機会を最大化する取組として、周波数共用が進められているが、それは他方で、既存の無線システムとの干渉リスクを高める問題も抱えている。

例えばアメリカでは、空港周辺において5Gの電波が航空機に取り付けられている電波高度計に干渉を与える懸念があることが問題になったが、これは、そもそも古い電波高度計の受信機的设计自体に原因があったとされている。アメリカでは、従前より電波の効率的な利用を進めるためには、受信機側に求める性能の見直しを行う必要があるのではないかと議論されてきたところであり、ちょうど昨日、規制当局のFCCが、受信機の技術基準に関する制度見直しに着手するに当たりまず幅広く意見等を求めるNOIを発出したところである。こうした電波の効率的な利用をさらに促進する取組がアメリカで本格化したということになる。

諸外国の取組にも注目しながら、継続的なフォローアップ作業を行っていただきたい。

(大谷構成員)

2.3GHz帯のダイナミック周波数の共用については、どのように成功するかということに、非常に関心を寄せており、楽しみにしている。

特に、地方で夜間時間帯に余裕のある放送用のFPUと、携帯電話との共用管理が成功すれば、今後もダイナミック周波数共用の展開に役に立つのではないかと考えているので、成功を見守らせていただきたい。

そして、新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会については、オークションはとにかく透明性の高い手法であるので、高騰を防ぐなどの対策も設計次第で工夫の余地があるが、なかなか試行錯誤が難しいため、これまでは競り上げ方式は選択肢になかった。

過去に割り当ててきた周波数帯域では、携帯電話の普及の時期などにはエリアカバレッジが最優先だったと思うので、プラチナバンドへのピュアオークションの導入を見送ったことは、今振り返っても、拙速にならず、妥当な方策を検討した結果だと改めて認識させられた。

今後、新たな周波数帯域を前提にすると、明らかに状況に変化が生じていると思うが、新たな高周波帯域での政策目的をクリアに提起した上で、政策目的を実現するための義務づけを検討していくことに、さらに重要性が増していると感じている。

(北構成員)

ダイナミック周波数共用の推進については、先般、2.3GHz帯における特定基地局開設指針に基づいて、希望するキャリアを募った結果、KDDIだけが手を挙げるという残念な結果になった。手を挙げなかったキャリアに話を聞くと、使いづらいとお考えのようであった。

ダイナミック周波数共用は我が国では全く新しい取組である。今後、KDDIが実運用を始めると、恐らくまた様々な課題が出てくるとは思うが、今後この仕組みを一層、理解・促進させていくためには、KDDIには、総務省と協力しながら、一つ一つの課題に向き合って、ぜひ実効性の高い制度、システムにしていただきたいと思う。

携帯電話用周波数の割当方式に関しては、とても慎重に御検討いただいているようで、オークションの導入については、まだニュートラルという状況だと思う。先週、野村総研からホワイトペーパーを発出した。オークションの導入については、諸外国の取組を参考にすれば、懸念事項であるオークションフィーの高騰や、周波数割当てが特定の者に偏るといった課題は十分に対処可能

であり、制度設計次第であるという見解を述べている。夏の取りまとめに向けては、ぜひオークションの具体的な制度設計に議論を進めていただきたいと思う。

また、その制度設計については、どのような電波をどういう方式でオークションするのかという、制度を設計するプロセス自体の透明性を高めていただきたいと思う。また、できるだけ条件は少なくして、柔軟性を高めていただきたい。決してガラパゴスオークションにしてはならないという意見をホワイトペーパーで述べている。「NRI JOURNAL」と検索していただくと、弊社ホームページからダウンロードできるので、ぜひ一読いただきたい。

(宋戸構成員)

今般の電波法の一部改正案が、電波法あるいは電気通信事業法、両法制上非常に重要な改正であり、今のところ衆議院を通過し、参議院で今後御審議ということであるが、その着実な施行に向けて取組を進めていただいているということに、改めて感謝を申し上げたい。

その上で申し上げますと、制度改正、制度整備はそれ自体が自己目的ではなく、事業者の適切な競争を通じて、電波の有効利用を実現し、電波の公共性あるいは国民生活等の向上に資するといった目的に向けて、着実に具体的な施行に向けての前倒し的な検討をしていただいているものと思うが、今後もその点については、心がけるべきことであると思う。

その点では、林秀弥先生がよくおっしゃっている電波法と電気通信事業法の運用の連動について、改めてよく意識していくべきではないかと思う。

また、公共用周波数の問題、御議論中のオークションの問題、いずれについても、適切に制度を設計し、運用するためには、その具体的な情報の把握が非常に重要だと思う。

その点で、今回の法案の中で、電波監理審議会の機能強化は非常に重要である。事業者が非常に多く情報をお持ちだと思うので、その情報を適切に把握した上で施策を考える、あるいは具体的な割当てなどの個別の措置を行う体制を整備すること、また、その情報の分析等をしっかり行える体制を行政において御用意いただくということが大事だと思う。

この種の、ある意味では事業者間の競争を電波の有効利用に向けて働かせると同時に、その事業者間の協力、また、今申し上げたような情報の共有などをめぐって、政府と民間事業者の間の情報の共有といった、言わば競争と協力を同時に適切に公正に行っていくためには、先ほど北構成員もおっしゃったが、プロセスがオープンに行われ、また、情報が適切に開示されて、国民世論の健全な関心の下で行われるということが大事だと思う。

そういう意味で、プロセスの透明性や説明責務についても、改めて電波行政において御留意い

ただければと思う。

(篠崎構成員)

昨年の報告書を受けて、しっかりとしたフォローアップを丁寧の説明いただき感謝。電波政策の大きな転換点にあるということが改めて実感できた。

具体的には3点に整理している。ひとつは、既存の割当て済みの電波についてどうするかということ。二つ目は、今後の割当てについてオークションなどの制度設計も視野に入れて、国際的な知見を取り入れようとなさっていること。最後は、新たな周波数帯の開発ということで、R&Dなどにも積極的に取り組まれていることである。これらを通じて、経済の活性化につながればいいと思う。そのためには、様々な意味でフェアな取引が必要になってくるが、電波監理審議会の機能強化というのは、電波に関してFCCのような役割を中立的な立場で担っていけるのではないかと期待している。

また、電波法の枠を超えることではあるが、去年の報告書からここに至るまでの間に、国際的な経済環境がかなり変わってきている。今、国会でも審議されている「経済安全保障法案」がひとつの象徴だが、ICTや電波は、この点でかなり中核になってくる領域だと思う。オークションや国際的な連携によるR&Dについても、こうした観点を視野に入れることが求められる。もちろん電波法でも対応できる場所はあるとは思いますが、平和の配当を享受できた過去30年とは枠組みが変わっているということを念頭に置いた取組も必要になると考えられる。

(藤井構成員)

今回の報告内容を見て、適切な議論、予算化が図られており、昨年の提言内容の具体化がしっかり進んでいることが確認できた。

周波数の確保という意味では公共用の周波数の再編も、もちろん時間はかかると思うが、着実に進展していると思うので、引き続きお願いしたい。

少し長期的な視点になるが、現在Beyond 5Gに関して研究開発の予算化が図られている状況かと思うが、今後は周波数の確保や利用というところに議論が進んでいくと思う。

他の構成員からもあったが、ダイナミック周波数共用については、2.3GHz帯に限定されている状況ではあるが、複数のシステムでの共用が携帯電話にも適用され始め、これをさらに拡張していくということは、非常に重要ではないかと思う。

現在の2.3GHz帯では、使っていないときに手動がかなり入りながら、止めたり入れたりという運

用になるかと思うが、これを自動化することや、周波数の利用状況に合わせて、ダイナミックに周波数自体を変えていくような仕組みというのが、今後必要になってくるだろうし、それをまた制度化することが長期的には必要になってくるかと思うので、そうした視点も考えながら進めていただければと思う。

(森川構成員)

本日の資料のうち、資料1-3は本日御説明頂かなかった点も詳細に記されている。このように非常に幅の広い点に関し着実に対応を進めていることは素晴らしいと思う。このような資料自体が、その課題と対応が一目瞭然になっていて良いと思った。

他の構成員からも御指摘のとおり、時代がかなり大きく変わってきているので、やはりそこにきちんと追従していかなければいけない状況になってきている。国としてトップダウンでやるべきことも多々あるが、産業界の要望を一つ一つ吸い上げられて、一つ一つしっかりと対応いただいていること、これも、この資料1-3等を含めて拝見できてすばらしいと思っている。今後もこのような形でぜひ進めていただきたい。

そして、傍聴されている産業界の方々へのお願いとなるが、総務省の皆さんは必ずしも今は保守的ではない方が多い。今は柔軟で、頭が柔らかく、固くない。必要があればその従前の仕組みをどんどん変えていくという姿勢があるというふうに私自身認識しているので、ぜひ要望等、あるいは問題、課題、そういったものがあれば、どんどん御遠慮なくインプットいただけると、必要に応じて対応いただけると思っている。そういったインプットがとても大切であるので、ぜひ引き続きインプットいただければと思う。

(寺田構成員)

短期間でこのように充実した内容にまとめていただき感謝する。これまでの検討内容を定期的に検証することは非常に重要な取組だと思う。

オークション制度については、日本はすでに、日本型オークション制度と言っても良いような形で実施しているという認識であり、この点について、今後どのような形で取り入れるのかについては、諸外国の失敗例などから学んで丁寧に制度設計する必要がある。丁寧な制度設計というためには、諸外国の事案をしっかりと学ぶ必要があり、例えばエリアカバレッジなどについての測定方法が全く異なるということが実際の調査でも分かっているところ、その測定方法の違いをしっかりと認識したうえで制度設計する必要がある。日本においては、やはりエリアカバレッジは重要で

あることから、達成状況などをしっかりと事後的にも確認できるような方法を含めて制度の中に取り入れる必要がある。

諸外国において電波の有効利用に資したとされて結論づけられているところの具体例は調査する必要があると考える。日本とは異なる状況、異なる社会条件のなかでの有効利用と、日本のように(消費者の要求やサービスのきめ細やかさが求められる)状況下、かつ諸条件が異なる中での有効利用と単純に比較はできないため、日本における有効利用の方向性に資するということを検証する必要がある。

透明性の向上はオークション制度に関係なく非常に重要であり、制度をどのようにつくるのかという検証過程を公開し、途中でパブリックコメントを適宜今後も実施していくことがますます重要となっていくことになる。

公共の福祉の増進に役立つようにという点については、公共の福祉が何を意味するのかということが社会の変遷によって変わってくるので、それぞれの当事者性によって認識が異なる可能性があるが、電波の利用が今後ますます不可欠となっていくという点はおそらく変わらないと思われるので、より充実した利活用の増進ということかと考えられるが、その点について、やはり、具体的にどのような公共の福祉を考えているのか、具体的に示せるものは示した方が良いだろう。

(柳迫電波政策課企画官)

高田構成員からのコメントを代読する。

「報告書で提言された内容について、着実に実施頂いていることが確認でき、総務省および関係の皆様には感謝する。

私は公共用周波数等ワーキンググループと新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会に参加している。公共用周波数については、まだヒアリングを継続している最中だが、私が個人的に予想していたよりも迅速に移行が進んでいる印象を受けた。PS-LTEへの移行、技術試験事務による検討などの施策が有効に後押ししているのではないかと思う。一方で、公共業務という観点からは地方公共団体による周波数利用も課題となっているので、今後も継続的なフォローアップを期待する。

携帯電話用周波数の割当方式については、海外事例の検討を通じたオークション方式のメリット・デメリットを議論して1次取りまとめが行われた。今後は、公共の福祉の増進という観点から、達成すべき政策目標を明確にした上で、カバレッジ義務などの条件等も含めた制度設計がなされることを期待する。」

(三友座長)

昨年8月に本懇談会の報告書が発表され、構成員の皆様にも精力的に御議論いただいた内容がそのまま昇華してまとめ、将来に向けた政策の具体的な方向性が示された。

その際、私は、その内容について実行が伴うことが大事であって、その進捗をきちんと見守ることが重要であるということを申し上げた。絵に描いた餅にしないということが重要だということである。

今回、そのフォローアップの機会を得たことについては、大いに感謝する。

本日の報告の内容を伺って、電波法の改正案や、予算措置及び施策の実施状況、タスクフォース等の進捗について報告を受けて、それぞれにおいて報告書の内容に沿った進展が見られているのではないかと思う。

個々の内容には言及しないが、電波が国民共有の財産であることから、これを有効に利用していくということは非常に重要であり、特に透明性を持って客観的に確認をしていくということが肝要である。さらに、有効に利用する方向に向けて、継続的な努力をする必要があると思う。

ともすれば規制する側、される側という切り分けになりがちだが、そうではなく、やはり今後の日本の発展に電波がいかに寄与していくかということ、関係者全体で考えていき、その方向を全員で見守っていくことが必要ではないかと思う。今後も本懇談会においても、その進展を見守りたいと思う。

3. 閉会

以上